

墨田児童会館の指定管理者の指定について

1 施設の名称

墨田児童会館（墨田区墨田二丁目30番15号）

2 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

3 指定管理者とする団体

名称

社会福祉法人雲柱社

所在地

東京都世田谷区上北沢三丁目8番19号

代表者氏名

理事長 小磯 満

沿革

昭和28年7月 法人設立

同種事業の実績（自治体からの受託運営等）

ア 本区での実績

昭和61年度～ さくら橋コミュニティセンター管理運営受託

平成13年度～ 墨田児童会館管理運営受託

平成15年度～ 文花児童館、外手児童館管理運営受託

平成18年度～ 墨田児童会館、文花児童館、外手児童館、さくら橋コミュニティセンター指定管理者

平成24年度～ 江東橋児童館指定管理者

イ 他自治体での実績

児童館9か所、学童クラブ21か所

4 選定経過及び選定理由

募集内容

ア 募集期間 令和7年7月11日から令和7年8月13日まで

イ 周知方法 区のお知らせ及び区ウェブサイトへの掲載

ウ 申請者数 1者

選定経過

墨田区指定管理者選定委員会において、主管部検討部会（外部委員を含む。）での審査を経た団体について、申請書類等に基づき、評価項目である 利用者サービスの向上、効率的・効果的な施設の運営、事業計画の遂行能力の3項目に関する審査を行った。

選定理由

審査の結果、選定団体は、評価項目の評価の合計点が設定した水準を超えており、墨田児童会館の設置目的を効果的・効率的に実現することが期待できるため、選定した。

5 事業計画の要点

管理運営の方針

墨田児童会館の設置目的及び指定管理者制度の趣旨を踏まえ、全ての児童を対象とした切れ目のない成長支援に取り組む。また、児童の最善の利益の実現に向け、地域の関係団体と協働し、児童の人格と権利が十分に尊重されるよう、地域全体で育ちを支援するネットワーク作りに努める。

主な提案内容

ア 利用者サービスの向上に関する提案

悩みや困りごとを相談できる場が児童館であることをおたよりや館内掲示などで周知し、開館時間中はいつでも児童や保護者の相談を受け付ける。

児童を運営協議会の委員とし、地域に対して、意見を言う場を設ける。

性被害防止の取組として、館内掲示で啓発活動を行う。また、「生と性のお話」、「自分の大切なからだ」等をテーマに児童や保護者向けの講座を開催する。

なつまつりやクリスマス会等の全体行事について、企画の段階から児童が参画し、ブースの運営を行う等、児童を主体とした取組を実施する。

イ 効率的・効果的な施設の運営に関する提案

指定管理料（提案額）：143,700,000円

区内の事業者及び団体との繋がりを積極的に構築し、活動の充実及び利用者の福祉の向上につなげる。

ウ 事業計画の遂行能力に関する提案

館長を含め、常勤職員16人、非常勤等職員7人を配置する。館長予定者の経験年数は25年である。

児童の人権の研修等職員の資質向上に向けた十分な研修を行う。

審査結果

12名の委員が評価し、その合計点により審査を行った。

評価項目(配点)	得点
	社会福祉法人雲柱社
1 利用者サービスの向上 (44点×12人=528点)	436点
利用者が、安全かつ平等に利用できる環境が整えられているか (4点×12人=48点)	39点
施設の設置目的を達成するための事業計画となっているか (24点×12人=288点)	242点
ア 小学生、中学生、高校生等のさまざまな年齢層に合わせた事業提案が充実しているか (8点×12人=96点)	(80点)
イ 学童クラブの指導計画等が、健全育成の視点から適切なものであるか (8点×12人=96点)	(82点)
ウ 地域子育て支援拠点事業及び利用者支援事業の内容が妥当であるか (8点×12人=96点)	(80点)
利用者サービスの向上につながる独自の提案があり、実現が可能か (4点×12人=48点)	38点
利用者の要望・意見等を聴くための手段と業務改善の取組があるか (4点×12人=48点)	37点
配慮を必要とする子どもへの対応(体制、研修、職員育成等)が考えられているか (4点×12人=48点)	40点
待機児童や小学校高学年に対する学童クラブを補完する事業の提案が充実しているか (4点×12人=48点)	40点
2 効率的・効果的な施設の運営 (32点×12人=384点)	274点
施設の設置目的を踏まえた管理・運営方針となっているか (4点×12人=48点)	39点
施設の維持管理経費を節減するための積極的な取組があるか (4点×12人=48点)	33点
提案額は、事業計画を実現するための適正な額となっているか (8点×12人=96点)	55点
区民の雇用や区内企業の活用を図る取組があるか (4点×12人=48点)	37点
利用者の増加策や施設稼働率(利用率)向上への取組は効果的か (8点×12人=96点)	70点
地域住民や保護者との交流・連携を促進する取組の内容は充実しているか (4点×12人=48点)	40点
3 事業計画の遂行能力 (24点×12人=288点)	223点
経営状況及び財政基盤は安定しているか (4点×12人=48点)	41点
職員構成、職員数及び組織の管理・運営体制は適切か (4点×12人=48点)	38点
管理責任者及び職員の資格や経験は適切であり、職員のスキルアップや資質向上に向けた取組(児童の権利擁護を含む。)は十分か (4点×12人=48点)	39点
個人情報保護の徹底及び積極的な情報公開を行う計画となっているか (4点×12人=48点)	32点
災害その他緊急時の危機管理体制及び苦情処理体制は明確か (4点×12人=48点)	35点
同種事業に関する他の自治体での実績の有無、本区での実績の有無 (4点×12人=48点)	38点
合計 (100点×12人=1,200点)	933点

墨田児童会館指定管理者 申請者提案概要

項目	社会福祉法人雲柱社
1 利用者サービスの向上	
(1) 利用者が、安全かつ平等に利用できる環境が整えられているか	<ul style="list-style-type: none"> ○行事や活動にできる限り定員を設けず、希望者全員が参加できるようにする。 ○不審者対策の危機管理マニュアルを備え、不審者が館内に侵入した場合の対応訓練を行う。 ○不審者情報を近隣小学校と情報共有し、利用者に対して注意喚起や付き添い、保護者へのお迎えの要請を行う。 ○性被害防止の取組として館内掲示で啓発活動を行う。また、東京都助産師会墨田台東地区の助産師と連携し「生と性のお話」「自分の大切なからだ」等をテーマに児童・保護者向けの講座を開催する。 ○「野外活動実施マニュアル」を整備し、ハイキングやキャンプ等、館外における自然体験活動等の安全確保に努めている。
(2) 施設の設置目的を達成するための事業計画となつているか	
ア 小学生、中学生、高校生等のさまざまな年齢層に合わせた事業提案が充実しているか	<p>【小学生事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○すみだ食育 good ネットをはじめとする、食に関する団体や関係機関と連携を図り、健康や食育に関する普及啓発・体験活動（農作業体験・売り子体験等）を実施する。 ○日常プログラム以外にも、防災イベント（年2回）自然体験活動（サマーキャンプ・雪国体験キャンプ等）等を実施し、多様な体験を提供する。 ○登録制のグループ活動（1～3年生までの「フレンドリークラブ」と4～6年生までの「遊び塾」）では、スポーツ、創作、生活体験、ボランティア活動等を組み合わせ、児童館内外で多様な体験を提供するとともに、集団を形成し横や縦の繋がりを広げていく。また、「遊び塾」では、児童の自主的な運営を目指し、児童の意見を尊重し活動を企画する。 <p>【中高生事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○小学生の来館が多い時間でも、中高生がほっとできる空間「しゃべり場」を1階ロビーに設置し、ロビーワーク（何気ない声掛け・会話等を通じて関係性を構築する取組）を展開する。 ○乳幼児親子と触れ合う機会をつくり、命の尊さや子育てを体験する。（乳児の抱っこ体験・児童館乳幼児事業へのボランティア参加等） ○近隣中学校と連携し、積極的な職場体験の受け入れ・不登校児支援に取り組む。 <p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○悩みや困りごとを相談できる場が児童館であることをおたよりや館内掲示などで周知し、開館時間中はいつでも児童や保護者の相談を受け付ける。
イ 学童クラブの指導計画等が、健全育成の観点から適切なものであるか	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭に代わる安全で楽しい生活の場としての役割を担う。遊びや友達関係の広がり、多様な生活体験、家庭や地域との関わりを大切にしながら、児童の育ちと家庭を支援する。 ○自由遊び・集団遊び・学習タイム・おやつ・帰りの会をルーティンとし、児童のニーズを把握しながら企画運営をしていく。 ○違う学校、違う学年の児童と遊ぶことで、自主性、創造性、協調性を育む。 ○おやつについては、アレルギー食材の誤食を防止するとともに、衛生管理やチェック体制を万全にする。 ○保護者に日々の様子をこまめに伝え、積極的に関係構築を図る。

項目	社会福祉法人雲柱社
	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者の同意を得た上で、学童クラブ入室前に保育園等から話を聞き、必要に応じて保育の様子を見学し、入室後により丁寧に育成できるよう努める。 ○季節行事（夕涼み会・クリスマス会等）のほか、行事の一つとして性について学ぶ講座を実施し、児童の性被害防止に繋げる。
ウ 地域子育て支援拠点事業及び利用者支援事業の内容が妥当であるか	<p>【地域子育て支援拠点事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○年齢別のクラス活動（新生児・0歳・1歳・2歳以上）では、年齢発達に応じた運動遊びや季節行事、保護者のグループディスカッション、館庭遊び等、様々な活動を通じて親子の交流の場を提供する。また、随時保護者にも役割を担ってもらい、協働して活動を展開していく。 ○季節行事（水遊び、クリスマス会等）や保護者向けリフレッシュプログラム（年2回）、こども服のリユースステーション（年3回）、近隣の公園に児童館職員が出向き遊びを展開する「スカイきっかけ」（月2回程度）、近隣の木下保育園と共同したイベント（工作・リズム遊び等）等、多様な取組を展開する。 <p>【利用者支援事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○日ごろから法人内の他事業所や地域の保育資源と定期的に連絡を取り、協力体制の強化を図る。 ○利用者支援専門員の要件を満たす職員を複数配置する。
(3) 利用者サービスの向上につながる独自の提案があり、実現が可能か	<ul style="list-style-type: none"> ○平日（月～金）の開館時間を1時間延長（午後8時まで開館）する。 ○児童の権利擁護の一環として、児童が自ら誤った情報に気付けるようにスマートフォンの安全な使い方を学ぶ機会を企業と共同で提供する。 ○性被害防止の取組として、東京都助産師会墨田台東地区の助産師と連携し「生と性のお話」「自分の大切ながらだ」等をテーマに児童・保護者向けの講座を開催する。 ○フードパントリ（食支援）を実施し、支援が必要な家庭につなげていく。
(4) 利用者の要望・意見等を聴くための手段と業務改善の取組があるか	<ul style="list-style-type: none"> ○意見箱を設置し、寄せられた意見に定期的に職員のコメントを付けて返信し、できる限り事業に反映し児童の声を形にできるよう努める。 ○グループ活動・サークル活動の中で、こども会議を行う。 ○年2回開催する児童館の運営協議会では、学校関係者、育成委員会、保育園、民生児童委員、その他関係機関・団体等から意見を聴き、様々な交流・連携を図る。また、児童が委員として参加し、地域の大人に向けて意見を言う場を設ける。 ○なつまつりやクリスマス会等の全体行事について、企画の段階から児童を参画させ、あるいは一つのブースの運営を任せ等、児童の意見を尊重した取組を継続する。
(5) 配慮を必要とする子どもへの対応（体制、研修、職員育成等）が考えられているか	<ul style="list-style-type: none"> ○児童館事業の中で気になる児童を早期に「気づき」、保護者に気づきを促す。保護者の不安な気持ちに寄り添い、受け止め、相談や支援に繋げる。 ○障害がある児童の対応や、いじめや保護者の不適切な養育が疑われる場合には、児童の最善の利益を最優先し、予防と早期発見に努め、関係機関と連携し、セーフティーネットの一つとしての役割を果たす。 ○事例検討や具体的な業務に即した研修会に積極的に参加し、適切な支援ができる職員を育成する体制づくりを進める。
(6) 待機児童や小学校高学年に対する学童クラブを補完する事業の提案が充実しているか	<ul style="list-style-type: none"> ○学童クラブの待機児童については、ランドセル預かりを実施し対応する。 ○学童クラブ卒室後の児童・保護者の安全・安心のため自立に向けた支援を行う。学校休業日にランチスペースを開放し、また、自立に向けた様々な不安や悩みの相談に対応する。

項目	社会福祉法人雲柱社
2 効率的・効果的な施設の運営	
(1) 施設の設置目的を踏まえた管理・運営方針となっているか	<ul style="list-style-type: none"> ○0歳から18歳までの全ての児童を対象とした、地域における切れ目のない成長支援に取り組む。 ○児童の最善の利益の実現に向け、地域の関係団体と協働しながら具体的な取組について模索し、実行していく。また、児童の人格と権利が十分に尊重されるよう、地域全体で育ちを支援するネットワーク作りに努める。
(2) 施設の維持管理経費を節減するための積極的な取組があるか	<ul style="list-style-type: none"> ○金融機関の振り込み等は法人の事務局が一括して行い、コスト削減に努める。 ○職員の就業時間、業務内容等を見直し、エネルギー・人件費の削減に努める。 ○電力使用状況監視警報システムを活用し節電に努める。
(3) 提案額は、事業計画を実現するための適正な額となっているか	<p><提案額></p> <p>指定管理料：143,700,000円</p>
(4) 区民の雇用や区内企業の活用を図る取組があるか	<ul style="list-style-type: none"> ○資格及び資質等の要件を満たしていることを前提に、区民の雇用を積極的に行う。 ○施設の維持管理・補修、事業の教材や学童クラブのおやつ等の購入は区内事業者・団体を積極的に活用する。 ○シルバ・人材センタ-と連携し、高齢者の雇用にも取り組む。
(5) 利用者の増加策や施設稼働率(利用率)向上への取組は効果的か	<ul style="list-style-type: none"> ○施設を有効活用し、空き時間が生じないよう、午前は乳幼児活動、午後は小学生の利用を中心としながら幼稚園児の放課後対応事業を実施し、夜間は中高生等の促進を図る。 ○おたよりやポスター等を学校、幼稚園、保育園、病院、商業施設、近隣マンション、東向島駅・鐘ヶ淵駅等、様々な施設に配布・掲示し、各種プログラムのPRを行う。 ○X(旧Twitter)による情報発信を行う。 ○平日(月～金)の開館時間を1時間延長(午後8時まで開館)する。
(6) 地域住民や保護者との交流・連携を促進する取組の内容は充実しているか	<ul style="list-style-type: none"> ○近隣小学校(第二寺島、隅田、梅若)・中学校(桜堤)の運営協議会に参加し、学校関係者・地域住民と顔の見える関係を構築する。また、PTAや育成委員会等との協働に積極的に取り組む。 ○区内事業者・団体との繋がりを積極的に構築し、活動の充実・利用者の福祉の向上につなげる。(食育プログラム、寺島なすの栽培事業等) ○町会、こども会等の活動・行事に協力し、相互に連携を深める。
3 事業計画の遂行能力	
(1) 経営状況及び財政基盤は安定しているか	<ul style="list-style-type: none"> ○サービス活動収益 令和5年：8,565,731千円、令和6年：8,971,354千円 ○サービス活動増減差額 令和5年：42,621千円、令和6年：177,296千円 ○経常増減差額 令和5年：54,207千円、令和6年：201,068千円 ○流動比率 令和5年：223.4%、令和6年：248.4% ○固定長期適合率 令和5年：81.7%、令和6年：80.7% ○自己資本比率 令和5年：77.2%、令和6年：77.6%

項目	社会福祉法人雲柱社
(2) 職員構成、職員数及び組織の管理・運営体制は適切か	<p>○常勤 16 名、非常勤等職員 7 名</p>
(3) 管理責任者及び職員の資格や経験は適切であり、職員のスキルアップや資質向上に向けた取組（児童の権利擁護を含む。）は十分か	<p>【館長候補者】 経験年数 25 年</p> <p>【職員研修等】</p> <p>○経験年数別研修（新人研修、中堅一般・上級研修、指導職研修等） ○専門知識を深めるテ - マ別研修（人権研修、障害児理解研修等） ○非常勤職員研修（年 2 回） ○児童の人権を守るために職員に求められる知識・倫理観を学ぶ。不適切保育を未然に防ぐためチェックリストを用いて自身の振り返りを行う。 ○館内研修で、児童館ガイドラインや墨田区児童館のあり方を学ぶ機会を設ける。</p>
(4) 個人情報保護の徹底及び積極的な情報公開を行う計画となっているか	<p>【個人情報保護】</p> <p>○法人の個人情報保護規程を遵守する。 ○個人情報は、施錠可能な設備で保管する。 ○職員による個人情報持ち出しは、禁止する。 ○業務上知り得た情報は、在職中及び退職後も守秘を義務付ける。</p> <p>【情報公開】</p> <p>○区の情報公開条例及び法人の情報公開・開示規程を遵守する。 ○事業運営情報は、利用者から請求のあった場合に公開する。ただし、非公開情報に関しては、区の規定に準じて取り扱う。</p>
(5) 災害その他緊急時の危機管理体制及び苦情処理体制は明確か	<p>【災害その他緊急時の危機管理体制】</p> <p>○危機管理マニュアル（火災・地震・不審者対策）や BCP を備えている。 ○毎月避難訓練を実施している。また、避難経路や場所について館内の利用者の目に付きやすいところに掲示する。 ○災害時に避難所となる学校や近隣の町会との連絡体制を整える。 ○災害対応の自動販売機を設置し、緊急時に飲料水を供給できるようにする。</p> <p>【苦情処理体制】</p> <p>○個人が特定されないように配慮のうえ、処理の結果をホームページに公開する。 ○苦情受付者・苦情対応者・第三者委員の明示、法人ホームページ内の「お問い合わせ」ページ、館内の意見箱の設置等により、利用者が要望や苦情を出しやすい環境の整備に努める。</p>
(6) 同種事業に関する本区での実績の有無、他の自治体での実績の有無	<p>墨田区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童館 5 か所 ・学童クラブ 28 か所 他自治体 ・児童館 9 か所 ・学童クラブ 21 か所